

(別紙)

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例案について

人事課

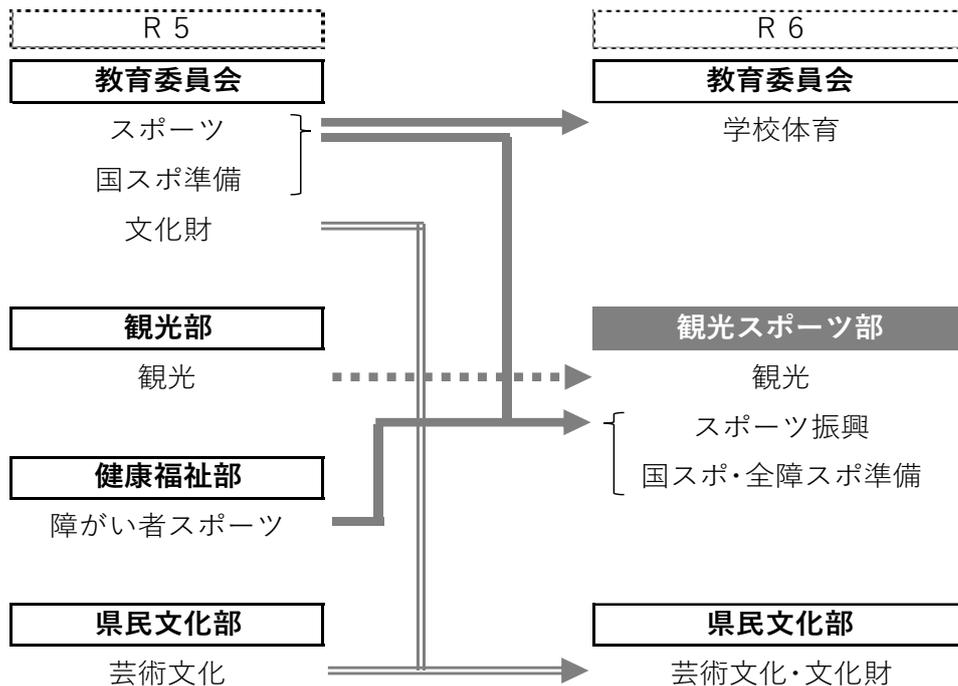
1 改正の理由及び内容

観光、地域振興等に関する施策と連携した効果的な施策の推進を図るため、教育委員会が所管するスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）及び文化財の保護に関する事務を、知事の事務部局に移管する。

【期待される効果】

- ・令和10年の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の県一丸となった推進
- ・部活動の地域移行やプロスポーツ振興、文化財活用等への知事部局の積極的な関与
- ・「観光×スポーツ」「観光×国スポ・全障スポ」「芸術文化×文化財」など知事部局の既存施策との相乗効果発揮

【体制案】



※本改正に伴い、所管現地機関（県立歴史館、県営上田野球場、県立武道館）も移管するほか、体育センターについては業務を他所属へ移管した上で廃止を予定

2 施行期日

令和6年4月1日